

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第13号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2、1の項中

「 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 」	を	「 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 戸籍関係情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
--	---	--	------

同表13の項中

「 障害者関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 戸籍関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
-------------------------------	---	---	------

同表27の2の項中

「 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置 」	を	「 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置 」	に改め、
--------------------------------------	---	--------------------------------------	------

又は費用の徴収に関する情報
であって規則で定めるもの

又は費用の徴収に関する情報
であって規則で定めるもの

戸籍関係情報であって規則で
定めるもの

同表 28 の 5 の項及び 29 の項中

「
障害者関係情報であって規則
で定めるもの
」

を

「
戸籍関係情報であって規則で
定めるもの
障害者関係情報であって規則
で定めるもの
」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。